

能美市民間幼保連携型認定こども園設置・運営優先交渉権者募集要項

能美市健康福祉部子育て支援課

1 募集の趣旨

能美市では、小学校就学前の子どもの教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するとともに、多様化する教育・保育ニーズに対応するため、現在の能美市立福岡保育園（保育所型認定こども園）を民営化し幼保連携型認定こども園（以下、認定こども園という。）を新築・誘致することを計画しており、このたび、施設を新築し運営を継承するための優先交渉権者を募集します。

2 認定こども園の設置並びに運営に係る事項

2-1 認定こども園の事業形態

認定こども園は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）」第2条第7項による、就学前の幼児教育・保育機能及び地域における子育て支援機能を併せ持つ施設とします。

2-2 移管する認定こども園の概要（令和7年3月1日現在）

名 称	能美市立福岡保育園
所 在 地	能美市福岡町甲25番地
施設類型	保育所型認定こども園
定 員	160人（入園児童146人）
敷地面積	5,555.7 m ² （登記面積に基づく） うち、屋外遊技場 約2,382.429 m ²
建 物	構 造 鉄筋コンクリート造 延床面積 1,103.275 m ²

2-3 移管予定日

令和10年4月1日

2-4 土地・建物等の条件

(1) 土地について

市が提供する新園舎建設予定地については、市との契約により原則10年間の無償貸与とする。なお、無償貸与期間経過後については、事前に市と協議のうえ当該貸与期間を延長することができるものとする。ただし、延長した期間は有償貸付となる場合がある。

(2) 建物について

移管予定日までに新園舎建設予定地に事業者が園舎を新設し、移管日より新園舎で運営を開始すること。新園舎の定員は215人以上とすること。

(3) 物品について

既存の物品については、必要に応じて当該幼保連携型認定こども園運営のための備品として活用できる。

3 応募資格及び応募要件

応募事業者は、以下の要件をすべて満たす事業者とします。

- (1) 石川県内で現に認可保育所、幼稚園又は認定こども園（幼保連携型以外のこども園を含む）を設置及び経営する、学校法人又は社会福祉法人であること。
- (2) 本市の保育行政をよく理解し、運営において積極的に協力できる事業者であると市長が認めたもの。
- (3) 資金計画及び事業計画が確実であり、事業者が認定こども園の建設及び施設設備に要する資金の全てを負担できること。
- (4) 事業者は、認定こども園を運営するために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
- (5) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査・実施指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- (6) 事業者が国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 事業者が民事再生法に規定する再生手続き開始又は破産法に規定する破産手続き開始の決定を受けていないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員でないこと。

4 整備・運営の条件

(1) 整備・運営全般

①認定こども園の整備・運営に当たっては、石川県の「認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 10 月 6 日条例第 40 号）、「能美市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」（平成 26 年 9 月 24 日条例第 18 号）、その他関係法令等を遵守し、認定こども園として認可を受けること。

②事業者自らが認定こども園を運営すること。

③開園時間と開園日

開園時間 午前 7 時 30 分から午後 7 時まで

延長保育（標準時間）は、午後 6 時 30 分から午後 7 時までを基本とするが、これ以上に時間延長することを妨げないこととする。

開園日 休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までとするが、これ以上に開園することを妨げないこととする。

④保護者及び地域関係者との良好な関係づくりに努め、ふるさと愛が醸成されるよう地域に根ざした運営を行うこと。

⑤苦情解決の仕組みを整備すること。

⑥職員の労働条件について、労働関係諸法令を遵守すること。

⑦各種研修への参加や独自の職員研修を行うとともに、自己評価制度等を実施し職員の資質向上を図ること。

⑧市立認定こども園等と連携・交流を行い、お互いの教育・保育の向上を図ること。

⑨発達面で支援を要する児童、外国籍の児童、虐待、DV等、配慮を必要とする児童及び支援を必要とする保護者について、関係機関（こども相談ステーション、市の担当部局及び児童相談所等）と、教育・保育現場における情報の共有及び連携を図ること。

⑩市が要求する事業内容に関する報告及び立ち入り調査等に協力すること。

(2) 職員配置

①教育・保育に当たる職員は、幼稚園教諭免許及び保育士資格を有する者であること。

②施設長は、幹部職員としての能力を有する者で、認定こども園の専任職員とすること。更に、教諭免許状と保育士資格を有し5年以上の一定の教育職・児童福祉事業経験者であること（ただし、これと同等の資質を有する者も認める）。

③「幼保連携型認定こども園の学級の編成、職員、設備及び運営に関する基準」を遵守すること。

④職員の年齢、経験年数を踏まえ、常勤である正規職員をバランスよく配置し、日々の保育が支障なく円滑に実施できるように努めること。

⑤保育教諭の半数以上は5年程度の保育実務経験を有する者を配置するよう努めること（幼稚園の経験年数も算入することができる）。

⑥栄養士は集団給食の経験、アレルギー食対応の経験、離乳食の経験を有する者を1名以上配置すること。また、2名以上の調理員（有資格者）を配置すること。

⑦市立認定こども園に勤務している臨時保育士及び臨時調理員について、本人の希望に応じて積極的な採用を図り、円滑な移行が行えるよう努めること。

(3) 教育・保育事業

①教育・保育内容については、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、教育・保育課程、指導計画を作成し、その計画に沿って実施すること。

②低年齢児保育を実施すること。

③延長保育を実施すること。

④特別な配慮や支援を必要とする児童や障がい児の受け入れに努めること。

⑤入園児童への健康診断、歯科検診を実施するとともに、学校医・学校歯科医との連携を図ること。

⑥保護者との交流を図り、保護者の意見を認定こども園運営に反映させること。

⑦入園児童については、施設内での事故等に関する保険（災害共済給付制度、傷害保険等）に加入すること。

⑧保育内容の向上に努めるとともに、第三者による評価を行うよう努めること。

⑨市の子育て支援施策を理解し積極的に協力すること。

(4) 引継ぎ保育について

①移管に際しては、児童・保護者と移管先法人の保育士等との信頼関係づくりに十分配慮し、できるだけスムーズな移管に努めること。

②スムーズな保育の引継ぎを図るため、従前の保育士等を移管する認定こども園に派遣し、移管先法人の保育士等と必要な期間、合同で保育にあたるものとする。

(5) 給食・調理について

- ①給食は、自園調理方式とすること。
- ②給食は、栄養士が作成する献立に基づき実施すること。
- ③アレルギー体質の乳幼児に配慮した給食を実施するほか、離乳食など年齢や乳幼児の特性に対応した給食とすること。
- ④調理員その他給食に従事する職員及び調理施設の衛生管理を徹底すること。
- ⑤調理義務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について」（平成 10 年 2 月 18 日付児発第 86 号厚生省児童家庭局長通知）を遵守すること。

(6) 運営費等

- ①この募集により選定され、石川県から幼保連携型認定こども園の認可を受け、特定教育・保育施設として確認を受けた事業者は、施設型給付費等（公定価格から、保護者から徴収する規定の保育料を差し引いた額）を受給することができる。
- ②その他地域子ども・子育て支援事業等の実施に対して、市の規則・要綱に基づき補助金を交付するものとする。

(7) 保護者の費用負担

- ①保護者へ費用負担を求める場合は、保護者の理解を得るとともに、市と協議のうえ承認を得ること。なお、引き落とし金融機関については、利用者の利便性に配慮すること。
- ②保育料については、市で決定するものとする。
- ③副食費については、保護者の理解を得るとともに、市と協議のうえ承認を得ること。
- ④保護者から施設使用料に類する負担金は徴収しないこと。

(8) 実施設計及び建設について

- ①建設費等については、国の保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金が受けられる場合に、その交付要綱に基づき市の負担分も含め補助金を交付するものとする。
- ②事業着手について、国の交付金決定内示前は認めないものとする。
- ③施設の建設工事に際し市内建設業者を積極的に採用するなど、地域経済の活性化に努めること。

5 募集要項等について

(1) 募集要項の配付

配付期間 令和 7 年 3 月 28 日（金）～令和 7 年 5 月 16 日（金）

なお、募集要項は、能美市ホームページよりダウンロードしてください。

ホームページアドレス <https://www.city.nomi.ishikawa.jp>



(QR コード)

(2) 質問の受付

- ①受付期間 令和 7 年 3 月 28 日（金）～令和 7 年 5 月 16 日（金）（土・日曜日、祝日を除く）
午前 9 時～午後 5 時

②提出方法 質問書（様式第7号）に記入の上、持参するか郵送又は電子メールにて当課へ提出してください。

③回答方法 電子メール等より回答します。

【問い合わせ先】

能美市健康福祉部子育て支援課（〒923-1297 能美市来丸町 1110 番地）

電話 0761-58-2232（直通）

FAX 0761-58-2293

E-mail : kosodate@city.nomi.lg.jp

6 応募手続き等

(1) 提出書類

下記の書類について、正本1部、副本12部（複写可）を提出してください。

①能美市民間幼保連携型認定こども園設置・運営優先交渉権者応募申請書（様式第1号）

②能美市民間幼保連携型認定こども園設置・運営事業計画書（様式第2号）

③施設長及び副園長又は主幹保育教諭（予定者）経歴書（様式第3号）

④法人等現況調書（様式第4号）

ア 法人等役員名簿（様式第5号）

イ 定款、寄付行為、規約その他これに代わる書類（原本写し）

ウ 法人の登記事項証明書（正本：原本、副本：原本写し）

エ 令和3、4、5、6年度の決算書（貸借対照表、事業収支計算書、資金収支計算書又はこれらに類するもの）（原本写し）

オ 令和7年度収支予算書（原本写し）

カ 預貯金残高証明書（応募申込日前1カ月以内発行のもの）（原本写し）

キ 就業規則、給与規定（退職手当を含む。）給与表（原本写し）

ク 令和4、5、6年度の所轄庁の指導監査結果報告書及び指摘事項改善結果報告書（原本写し）

ケ 令和5年度分 納税証明書（国、県、市）（正本）

※収益事業等により課税されている場合

⑤類似施設運営実績調書（様式第6号）

⑥その他市が提出を求めた書類

(2) 応募書類の受付

①受付期間 令和7年4月25日（金）～令和7年5月16日（金）（土・日、祝日を除く）
午前9時～午後5時

②受付場所 能美市健康福祉部子育て支援課

③提出方法 予め電話連絡の上、責任者が直接、子育て支援課まで持参してください。
（郵送による応募の受付は行いません。）

④提出書類 能美市民間幼保連携型認定こども園設置・運営優先交渉権者応募申請書（様式第1号）添付書類のとおり

⑤提出部数 正本 1 部、副本 12 部（複写可）

⑥提出にあたっての留意点

ア 提出書類は、A4 サイズ縦型で絞り込みし、書類番号をインデックスで表示してください。

イ 提出された書類等は返却しません。

ウ 必要に応じて別途資料を請求する場合があります。

7 選考及び決定

(1) 選考方法

①選考は、市が設置する「能美市民間認定こども園設置・運営優先交渉権者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）において書類審査、面接審査を行い、「民間認定こども園公募選考資料《選考基準表》」により審査・評価します。最終的に、選考委員会の審査・評価の結果を踏まえて、最も相応しいと認める事業者を選考し、市長が決定します。

②面接審査は、応募事業者が提案内容のプレゼンテーション（30 分程度）を行います。

③審査の必要に応じて、応募事業者が運営している施設等の現地調査を行うことがあります。現地調査を実施する場合は、応募事業者に別途通知いたします。

④選考結果については、全ての応募事業者に通知します。また、市ホームページでも公表します。

(2) 選考にあたっての注意事項

①提出された書類に虚偽や記載の不備があった場合は失格とします。

②選考結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受け付けいたしません。

8 留意事項

(1) 提出された書類等は、情報公開の対象となり請求により開示する場合がありますので、予めご承知ください。

(2) 応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。また、選考後の事業計画の中止・延長、選考されなかったことによる損害も同様とします。

(3) 決定した事業者の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合があります。

(4) 決定した事業者において、本募集要項に記載された事項に虚偽事項若しくは重大な違背行為があると認めるとき又はその他の事情により適切な認定こども園事業の実施が困難と認めるときは、本選考による決定を取り消すことがあります。また、この場合事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。

9 選考スケジュール

募集要項の配付	令和 7 年 3 月 28 日（金）～令和 7 年 5 月 16 日（金） ※能美市ホームページから、様式がダウンロードできます。
---------	--

質問の受付	令和 7 年 3 月 28 日（金）～令和 7 年 5 月 16 日（金）
現地見学会	令和 7 年 4 月 18 日（金） ※現地見学会参加申込書（様式第 8 号）に記入の上、4 月 14 日（月）までに電子メールにて当課へ提出してください。 E-mail : kosodate@city.nomi.lg.jp
応募書類の受付	令和 7 年 4 月 25 日（金）～令和 7 年 5 月 16 日（金）
選考会 （プレゼンテーション審査）	令和 7 年 6 月上旬予定 ※詳細な日程は応募書類受付時にご案内いたします。
優先交渉権者の決定	令和 7 年 6 月予定

10 保護者説明会

優先交渉権者は、必要に応じて市と合同で保護者説明会等を随時開催するものとします。